

## 八潮市危険ブロック塀等撤去改修補助金 Q & A

### 【手続きに関すること】

Q:申請書等の郵送による受付は可能ですか。

A:郵送対応は行っておりません。

補助の対象となる危険ブロック塀等について、聞き取り調査を行いますので窓口に来庁ください。

Q:工事業者の紹介をしてほしい。

A:市では紹介はしておりません。

Q:『工事を行う場所を明示した図面』はどのようなものですか。

A:塀の長さ・位置を記載した配置図になります。

改修工事の場合、これに加えて「新たに築造する塀」の長さ・位置を記載した配置図も必要となります。

Q:改修工事を行う場合の『築造する安全な塀の図面』はどのようなものですか。

A:建築基準法施行令第62条の8（組積造の場合は第61条）に適合することがわかり、以下の内容を記載している断面図になります。

#### <記載内容>

- ・塀の厚み、ブロック塀部分の高さ
- ・地表面からの最高高さ
- ・基礎（丈と根入れ深さ、形状等）
- ・配筋（太さ、配筋の間隔）
- ・その他（控え壁、フェンス等の付属品）

※塀の仕様(段数やフェンスの有無等)ごとに図面を作成してください。

Q:代理人による申請は可能ですか。

A:工事業者など代理人による申請の場合には、委任状を添付してください。

Q:申請はいつまでできますか。

A:予算額に達するまで、先着順にて受付をします。

なお、当該年度の3月10日までに工事を完了し、実績報告書を提出することが必要となります。

## 【補助金の交付に関すること】

Q:すでに塀を撤去又は改修した場合、または工事を開始している場合も対象となりますか。

A:補助金交付決定前に塀を撤去又は改修した場合は、補助の対象になりません。

Q:公道に面した危険ブロック塀とは

A:県道、市道、土地区画整理事業で整備された街路などに面した塀のことです。

公道に面していても道路境界線からの水平距離が1mを超える塀や隣地境界線上にある塀は、補助の対象になりません。

Q:私道（位置指定道路等）に面した塀は補助の対象となりますか。

A:私道は、公道ではないため補助の対象になりません。

Q:基礎や土留めを残して壁体を改修する場合、改修の補助対象となりますか。

A:原則、改修工事の補助の対象になりません。

危険なブロック塀等の全てを撤去（基礎含）した範囲内に、新たに安全な塀等を築造するものを対象としていますが、基礎等の安全性が確認できる場合は事前にご相談ください。

Q:撤去した範囲内にフェンスを設置する場合、改修の補助対象となりますか。

A:独立基礎によるフェンス等は、改修工事の補助の対象になりません。